

平成30年度

国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費  
(中国経済産業局 地域活性化に係るJ-クレジット制度の  
活用支援事業)

公募要領

平成30年4月13日

中国経済産業局  
資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

中国経済産業局では、平成30年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（中国経済産業局 地域活性化に係るJ-クレジット制度の活用支援事業）を実施する委託先を以下のとおり募集します。

## 1. 事業の目的

中国経済産業局では、J-クレジット制度の普及および活用促進のため、プロジェクト計画書・モニタリング報告書の作成支援、ネットワーク会議・制度説明会の開催、カーボン・オフセットの実施によるクレジット活用先の開拓等により支援事業を実施してきた。

中国地域におけるJ-クレジット制度の活用実績は、平成30年3月末時点で、プロジェクト登録件数は20件、総排出削減量（見込）は83,471t-CO<sub>2</sub>、クレジット認証量は73,235t-CO<sub>2</sub>となっており、ソフト支援を実施したカーボン・オフセットに関しては、平成25～29年度の5年間で100件を越える等、J-クレジット制度活用の取組は着実に広がっているといえる。

しかしながら、J-クレジット制度については、まだまだ認知が十分とはいえず、また、J-クレジットの活用については、全国的に見ると、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における排出係数の調整に係る無効化量は大幅に増加しているものの、その他のカーボン・オフセット等の無効化量は減少しており、J-クレジットの活用の幅を広げる方策を検討する必要がある。

以上のことから、平成30年度は地域活性化のためのクレジット活用支援を中心に実施し、J-クレジット制度の認知度向上と地域活性化につながる持続可能なクレジットの創出・活用モデルの構築を目指す。

## 2. 事業の内容

### (1) 事業概要

本事業は、以下の①～⑤の事業を行う民間企業等（ソフト支援実施機関）に事業委託を行う。

- ① 地域活性化のクレジット活用支援等
- ② 制度説明会等
- ③ 地域ネットワークの維持・拡大
- ④ 地域活性化のクレジット創出支援
- ⑤ その他

### (2) 具体的な事業内容

#### ①地域活性化のクレジット活用支援等

J-クレジットや国内クレジットの活用先を拡大するために、自治体や企業等にJ-クレジット制度の紹介を行うとともに、地産地消のオフセットニーズの開拓や地元企業と結びつけたクレジットの活用支援を行う。

## イ. 地域活性化のクレジット活用支援

実施においては、以下の実施方針に基づき、単発的なカーボン・オフセットの需要の掘り起こしに留まらず、カーボン・オフセット実施の計画・実行・評価・改善を図ったクレジットの活用先の拡大方策（オフセット機会の拡大の方策）を作成し、地域活性化につながる持続可能なクレジットの活用を支援する。

「地域活性化につながる持続可能なクレジットの活用支援の目標件数：

新たな案件 10 件以上」

### 実施方針

- 1) 地域においてクレジットの活用を目指す自治体等と連携して、地域の特徴を活かしたクレジットの活用計画（地域活性化のためのクレジット活用計画書）（2 件程度）を作成すると共に、それに基づき、地域活性化につながる持続可能なクレジット活用案件の拡大方策を作成し実施する（1 活用計画あたり 2 件程度・以上、計 4 件以上）。なお、活用計画としては、新たな地域の地産地消の取組等による J-クレジット制度を活用した地域活性化の取組等を想定。
- 2) すでに地域の特性を活かしたクレジットの活用の取組が進んでいる地域において、さらなる活用拡大を目的に、他者との差別化、知名度の向上等、活用者にとってメリットが高く、他の新たな事業者のカーボン・オフセット実施の呼び水となるような持続可能な活用案件の拡大方策を作成し実施する（1 地域 1 件程度・以上、計 4 地域程度・以上）。すでに地産地消の取組が構築されている地域の取組の加速化を想定。
- 3) クレジット制度の認知度の向上や地域のカーボン・オフセット実施の呼び水とすることを目的に、管内における全国的・地域的に注目度の高いイベント・商品・活動等について、地域活性化につながる持続可能な活用案件の拡大方策を作成し実施する（2 件以上）。
- 4) いずれも新たな事業者を中心に開拓を行い、規模の小さい案件や過去に支援を実施している事業者については、極力、自立化を進める。
- 5) 上記のいずれの取組についても、J-クレジット制度の認知度の向上や地域のカーボン・オフセット実施の呼び水とする観点から、報道機関への発表や自らのホームページへの掲載等による PR を行う。

※上記の取組を促進する観点から、新たな事業者の地域の先導的・持続可能な活用案件（クレジットの活用量 20 t 以上／件の案件に限る）について、活用するクレジットの一部（管内のクレジット 10 t 以内／件×4 件以内、本年度限り）の購入費用について支援できることとする。

活用支援にあたっては、契約後、経済産業本省、中国経済産業局等に対し、支援の手法及び支援の方向性について協議すると共に、進捗状況については、定期的に中国経済産業局へ報告すること。また、制度事務局等と情報共有を行

い、計画的、組織的な支援を行うこと。

※活用支援に関する企画提案は、実施方針 1)～5)について、項目毎に一提案以上、具体的に提案してください。

#### ロ. カーボン・オフセットマークの作成支援

中国地域では、自治体が創出した公共的なクレジットにシンボリックなカーボン・オフセットマークを付与することにより“地域ブランド化”し、それを活用した地元企業等によるカーボン・オフセットが着実に進んでいることから、同様な取組を目指している自治体に対して、カーボン・オフセットマークの作成支援（2 件程度）を行い、地域活性化につながる持続可能なクレジットの活用を促進する。

#### ハ. 成功事例の創出支援

カーボン・オフセット大賞等の受賞や展示会等への出展等を通じて、地域の成功事例（代表的な事例）の創出（2 件程度）を図り、中国地域のクレジットの創出・活用の促進につなげる等、効果的な支援を行う。

### ②制度説明会等

#### イ. 制度説明会の実施

J-クレジット制度の認知度の向上及び制度の活用を促進するための説明会を開催（1 回程度、参加者 80 名程度）し、J-クレジット制度の概要を紹介するほか、全国または当地域で実施された代表的な事例紹介や個別相談会などを行う。

開催にあたっては、多くの集客が見込めるよう中国四国地方環境事務所等と連携し、実施時期・場所や内容等を効果的なものとすると共に、「中国地域 J-クレジット制度ネットワーク会議」（当局事務局）（以下「ネットワーク会議」という。）の構成員や関連事業者など中国地域内の企業や各種団体などで構築したネットワークの維持・拡大につなげるための内容とする。

制度説明会の開催にあたっては、開催により排出される CO2 のカーボン・オフセットを実施することとし、償却に必要なクレジットは受託者で取得するものとする。

また、平成 29 年度事業において整理した事例集（電子版）について 500 部を印刷し、説明会での配付や J-クレジット制度の活用支援等に活用する。

事例集の印刷にあたっては、事例集の原材料調達、製造時の電力使用に伴う CO2 のカーボン・オフセットを実施することとし、償却に必要なクレジットは受託者で取得するものとする。

また、本説明会で、地域の事例紹介を行うための基礎情報の収集として、事業者への訪問によるヒアリング等を行い（10 件以上）、地域のクレジットの創

出及び活用の事例を整理すると共に、J-クレジット制度の活用促進のための意見等を取りまとめる。

整理された事例については、各種事業を実施する際にも有効的に活用するものとし、また、印刷物としても活用できるようデザイン性等にも配慮するものとする。

なお、実施内容等については、事前に中国経済産業局と協議を行うこととする。

#### ロ. 出前説明会の実施

J-クレジット制度の活用案件の発掘につながりそうな自治体、業界団体等が主催するセミナー等において、講師として制度説明を行う（3件以上）。

なお、実施先については、地域バランスを勘案することとし、また主催者等との調整及び講師派遣に係る事務手続き等についても、委託事業の内容に含めることとする。また、実施先、説明内容等については、事前に中国経済産業局と協議を行うこととする。

### ③地域ネットワークの維持・拡大

ネットワーク会議の構成員や制度利用者及び過去のソフト支援事業への参加者等に対し、J-クレジット制度の活用促進やネットワークの維持・拡大を目的に、J-クレジット制度情報や説明会、制度活用事例、CO2等の排出削減対策や省エネ対策等について、メールマガジン形式で情報発信（5回程度）を行う。

### ④地域活性化のクレジット創出支援

#### 【モニタリング報告書作成支援】

プロジェクトの登録は済ませたものの、未だモニタリング報告書の作成を行っていない者の内、クレジットの地産地消など地域の特徴を活かしたクレジットの活用計画を作成し認証委員会への申請が見込まれる自治体等を対象にモニタリング報告書の作成支援（注1）を無料で行う（2件程度）。

また、モニタリング報告書を審査機関へ依頼する際に必要となる関係書類の準備、審査過程で審査機関から問合せ等があった場合の対応、モニタリング報告書の修正作業等、審査にかかる一連の対応業務も支援対象とし、また、次回以降、支援対象者が自ら作成できるよう指導する。

なお、モニタリング報告書作成支援は、クレジット創出後の活用を実施するために支援するものであることから、30年度第二四半期を目処に完了する。

また、管内事業者からのプロジェクト計画書作成支援、モニタリング報告書作成支援（上記を除く）や国内クレジット移行支援の相談については、相談内容を踏まえ、制度事務局へつなぐなど、相談支援を行うこととする。

創出支援にあたっては、契約後、経済産業本省、中国経済産業局等に対し、支

援の手法及び支援の方向性について協議すると共に、進捗状況については、定期的に中国経済産業局へ報告すること。また、制度事務局等と情報共有を行い、計画的、組織的な支援を行うこと。

(注1) 支援の対象については、事前に中国経済産業局と協議を行うこと。なお、支援対象等については以下のとおりとする。

- 中小企業基本法第2条に定める中小企業者及び地方自治体を支援対象とするが、地方自治体を優先的に支援する。
- モニタリング報告書の作成支援は、J-クレジットのプロジェクトの登録後、モニタリング報告書の作成を行ったことがない事業者とし、一事業者一事業とする。
- 排出削減見込量がJ-クレジットについて60t以上とし、国内クレジット制度由来については対象外とする。
- 農業・森林方法論のプロジェクトについては対象外とし、地域をまたがるプログラム型については、原則対象外とするものの、相当の理由があれば支援も可とする。

#### ⑤その他

イ. ①～④を効果的に実施するため、相談窓口の設置等、外部からの問合せに対応できる体制を整えると共に、日々、支援の実施状況を管理すること。

ロ. 事業の実施方針や進捗状況等を確認することを目的に、定期的に中国経済産業局と連絡会議を開催する(原則として月に1回とするが、必要に応じ随時開催。開催場所は中国経済産業局とする)と共に、必要に応じて、制度事務局等関係機関にも進捗状況等を共有すること。

### 3. 事業実施期間

契約締結日～平成31年3月29日

### 4. 応募資格

申請書を提出できるのは、次の要件を全て満たす法人とします。応募資格及び要件を満たさない者からの申請書は受理できません。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (5) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

## 5. 契約の要件

- (1) 契約形態： 委託契約（概算契約）とする。
- (2) 採択件数： 1件とする。
- (3) 予算規模： 8,600千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。  
なお、最終的な実施内容、契約金額については、提案事業の内容、目標支援件数等を勘案して、中国経済産業局と調整の上、決定することとします。
- (4) 成果物の納入： 事業報告書の電子媒体1部を中国経済産業局に納入すること。  
なお、電子媒体を納入する際、中国経済産業局が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入すること。
- (5) 委託金の支払時期： 委託金の支払いは、原則として事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者から提出される実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。  
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

公募開始日：平成30年4月13日（金）

公募締切日：平成30年5月11日（金）（12：00必着）

### (2) 説明会の開催

開催日時：平成30年4月19日（木）14：00～15：00

開催場所：中国経済産業局 第4会議室（広島合同庁舎2号館2階）

説明会への参加は、11. 問合せ先に記載のメールアドレスに平成30年4月18日（水）17：00までにご連絡ください。

その際は、メールの件名（題名）を必ず「平成30年度 J-クレジット制度説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記してください。

なお、一の所属組織から複数名出席も可とするが、会場の関係で出席者数を制限する場合があります。

### (3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には「平成30年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（中国経済産業局 地域活性化に係る J-クレジット制度の活用支援事業）申請書」と朱書きで明記してください。
  - ・公募申請書（様式1）＜正本1部、副本（写し）2部＞
  - ・事業提案書（様式2及び別紙の「支出計画」）＜紙媒体7部及び電子媒体（CD-ROM）1式＞
  - ・申請受理票（様式3）＜1部＞
  - ・申請者に関する概要票（様式4）＜1部＞
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので、ご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の結果を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 事業提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ記載してください。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### （4）応募書類の提出先

応募書類は郵送又は持参により以下に提出してください。

〒730-8531

広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課

「平成30年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（中国経済産業局 地域活性化に係る J-クレジット制度の活用支援事業）」担当あて

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。なお、郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕をもって送付してください。

#### 7. 事業提案書作成上の留意点

事業提案書には、以下の事項を明確に盛り込んでください。

##### （1）本事業の具体的な実施方法及び実施体制

- ① 中国地域で事業を実施するための体制を盛り込んでください。
- ② 事業の再委託を行う場合は、想定する再委託先、再委託金額及び業務範囲（プ

プロジェクトの発掘等の各種支援を再委託する場合、想定する支援件数を明示すること）も具体的に盛り込んでください。

(2) 目標（支援件数）

地域活性化のクレジット活用支援の目標は「地域活性化につながる持続可能なクレジットの活用支援の目標件数：新たな案件 10 件以上」の条件を満たす内容を明記してください。

(3) 積算について

人件費については、実施する事業毎に記載してください。

(4) 本事業の実施スケジュール

各月において、各事業それぞれの完了見込件数を明示してください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

委託先の選定は、提出のあった事業提案書及び添付資料を基に、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、審査に当たっては、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合もあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 提案事業の実施内容・方法について

イ. 上記 2. に記載の事業内容が提案されており、また、その内容が当局の意図と合致している。

ロ. 提案事業の実施内容・方法が具体的に示されており、また、その実現性が高い。  
(実施スケジュールにおいて、各支援の前倒しした実施計画が示されている等、事業実施期間内において着実な事業実施の蓋然性が高いことを含む。)

ハ. 提案事業において高い目標を掲げており、その費用対効果が高い。

② 提案事業を実施する体制・基盤について

イ. 当該事業を効果的に遂行するために必要なネットワークを保有している。

ロ. 中国地域において広域で事業を実施出来る体制が取られている。

ハ. 当該事業を行うのに適切な財政基盤、経理処理能力を有している。

ニ. 欠員等が生じた際にも、円滑に事業遂行ができる体制が取られている。

③ 過去の実績、業務処理能力について

イ. 過去にソフト支援事業を受託した事業者にあつては、支援実績（当初掲げた目標の達成度合い）が十分である。

ロ. 業務従事予定者が、以下の (i) ~ (iii) に記載する知見・業務実績を有して

いる。

- (i) J-クレジット制度（旧国内クレジット制度を含む）
  - (ii) 中小企業等の温室効果ガス排出削減対策及び温室効果ガス排出削減量の算定
  - (iii) 省エネ診断や省エネ量の測定等の省エネ関連事業
- ハ．業務従事予定者の学歴・資格・業歴等が、当該業務遂行の素養・キャリアとして十分である。

④ 事業を実施する上で、別途評価できる事項について

- イ．J-クレジットを創出するために独自の提案がなされている。
- ロ．事業成果を高めるための独創的な工夫がなされている。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択した申請者については、中国経済産業局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知します。

9. 契約について

採択された申請者は、国との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、中国経済産業局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となります。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、ご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等

謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
設備費	事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付に必要な経費
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費
外注費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業実績報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用及びセミナー等の開催でカーボン・オフセットを実施する際にかかるクレジット購入費用等に係る経費
Ⅲ. 再委託費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等）の一部を委託するのに必要な経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
Ⅳ. 一般管理費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

1 1. 問合せ先

〒730-8531

広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

担当：中迫、船田

TEL : 082-224-5741

FAX : 082-224-5647

E-mail : [nakasako-hirokatsu@meti.go.jp](mailto:nakasako-hirokatsu@meti.go.jp)

お問い合わせは電子メール又はFAXをお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成30年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上